

○組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成28年6月24日 条例第1号)

組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、八女西部広域事務組合の職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間等）

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇は、筑後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。